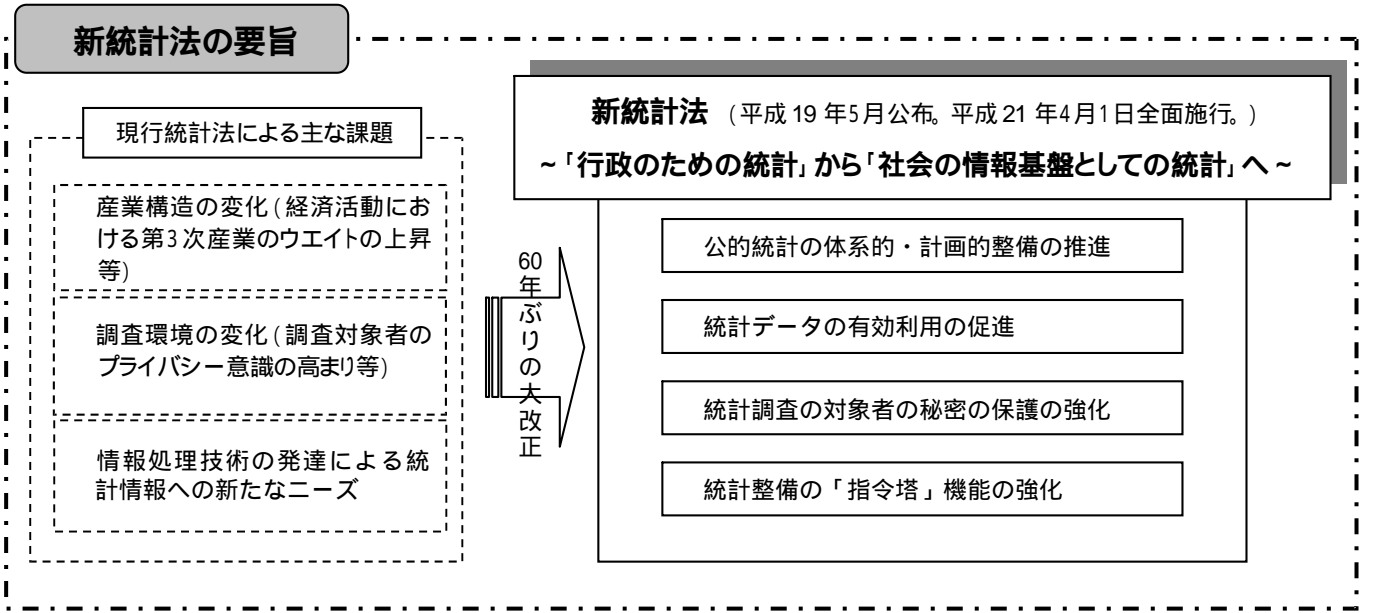


# 「新統計法」及び「愛媛県統計調査条例」の要旨



## 県統計調査への影響

行政機関等が作成する統計(公的統計)の整備や、統計調査の対象者の秘密保護の強化等に当たり、新統計法の規定の一部が直接、県が行う統計調査にも適用されます。

## 総務大臣への届出 (法第24条)

県が統計調査を行う場合は、あらかじめ総務大臣への届出が必要となります。

(注) この届出は、現行の統計法(昭和22年法律第18号)でも規定されている事項です。

## 各種義務規定・罰則の適用 (法第39条~第41条、第57条、第59条)

県統計調査について、当該調査事務に従事する者に対し、適正管理義務や利用制限、守秘義務、それらに関する罰則が適用されます。

なお、県統計調査によって得た調査票情報の目的外利用は、独自の条例で規定しない限り利用が禁止されます。

統計調査事務従事者に対する義務規定・罰則

義務規定等	罰則
【統計調査票情報の】 <ul style="list-style-type: none"><li>目的外利用の制限</li><li>守秘義務</li><li>適正管理義務</li></ul>	【守秘義務違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【図利目的による提供・盗用】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(注) 1 統計調査事務従事者には、当該調査業務を受託する者を含みます。

2 目的外利用とは、県統計調査で調査対象者から報告を受けた調査票情報を、当初予定していた統計を作成すること以外の目的で利用することをいいます。

3 図利目的とは、自己又は第三者の不正な利益を図ることを目的とするものです。

4 新統計法と愛媛県統計調査条例の適用範囲については、別紙を参照してください。

## 愛媛県統計調査条例の要旨

県が行う統計調査に関し、新統計法の趣旨に沿った行政運営を行うため、新統計法が直接適用される規定以外の事項について、「愛媛県統計調査条例」で定めるものです。

### 特に重要な県統計調査を「県基幹統計調査」に指定（第2条、第7条）

県統計調査のうち、特に重要なものを「県基幹統計調査」として知事等が指定します。

「県基幹統計調査」では、調査対象者へ報告義務を課し、必要に応じて立入検査を行うとともに、報告拒否や報告妨害、立入検査忌避等に対する罰則を設けることで、正確な統計調査の実施を確保することとします。

また、新統計法において「かたり調査」の禁止規定が設けられたことを踏まえ、「県基幹統計調査」と誤認させる調査を禁止する規定を定めます。

（注） 県基幹統計調査として指定した場合は、その旨告示を行います。

### 調査票情報の利用・提供及び保護（第9条～第12条）

新統計法の趣旨を踏まえ、統計の利活用を促進するための環境整備を図るため、調査票情報の目的外利用に関する規定を設け、県統計調査によって得た調査票情報の「二次利用」を可能にします。

さらに、高度の公益性が認められる場合には、「外部提供」を可能にするとともに、外部提供を受けた者の各種義務（適正管理義務・守秘義務）について規定します。

目的外利用の種別	説明
二次利用	【調査票情報の県庁内における二次利用】 統計の作成等を行う場合 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
外部提供	【調査票情報の一定範囲の県庁外の者への提供】 国の行政機関、他の地方公共団体等が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等と認められるものを行う者が、当該統計の作成等を行う場合

（注）二次利用する者の各種義務規定・罰則は、県統計調査の事務従事者と同じです。（新統計法が適用）

### 罰則規定の整備（第14条～第17条）

「かたり調査」の禁止規定違反、調査票情報の外部提供を受けた者の各種義務等への違反行為及び報告義務を課せられた者による報告義務違反等に対する罰則を規定します。